

どこでも iQalte&Dental Hub 利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、iQalte&Dental Hub 契約者を対象とした、株式会社プラネット(以下「当社」といいます。)が提供する「どこでも iQalte&Dental Hub」に関するサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件を、本サービスを利用する方(以下「契約者」といいます。)と当社との間で定めるものです。

(定義)

第1条

本規約では、以下の用語を使用します。

- (1)「VPN」とは、バーチャル・プライベート・ネットワークの略です。本サービスを実現する為に使用する仕組みです。
- (2)「インターネット回線」とは、医院に置けるインターネット回線、または、医院外で使用するインターネットへの接続手段
- (2)「ルーター」とは、医院内と医院外を接続する為の機器です。
- (3)「iPad セルラーモデル」とは、携帯電話のネットワークを利用してインターネット回線へ通信できるモデルです。
- (4)「テザリング」とは、スマートフォンや携帯電話をアクセスポイント(親機)として、インターネット回線を利用する方法です。ただし、ご利用の機種及び携帯電話会社との契約内容によりご利用できない場合があります。
- (5)「モバイルWiFi」とは、インターネットのLANケーブル(有線)が必要のない接続方法です。WiFiに接続するための機器は、インターネット回線事業者との契約や購入により利用できます。

(利用環境)

第2条 契約者は、本サービスを利用するにあたり使用条件を満たしていることとします。

- (1) iQalte および Dental Hub を利用していること。
- (2) 医院外との通信を実現する為の指定ルーターの設置
- (3) 医院外で利用できるインターネット回線の確保
 - 1、iPad セルラーモデル
 - 2、スマートフォン及び携帯電話による「テザリング」
 - 3、モバイル WiFi
- (4) 医院外で利用できる iPad は、最大 5 台までとします。

(申込)

第3条 契約者は、サービスを受けるにあたり利用環境の確認等、別紙「調査票」及び「確認書」へ必要事項を記入し提供するものとします。

(契約の期間)

第4条 本サービスの契約期間は、契約者が当社の所定の手続きを行うことで終了できることとします。但し最低単位は1ヶ月間とします。

(毎月1日より当月末までを1ヶ月間とします)

(管理料)

第5条 本サービスを利用するにあたり管理料を支払うものとします。

(解約とサービスの停止)

第6条 契約者は、本サービスの停止を希望する場合は、当社が定める方法により当社へ通知することにより、サービスの停止ができるものとします。なお、管理料は、日割り計算を致しません。

(善管注意義務)

第7条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第7条 契約者は、契約者設備の設定に関して、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定するものとします。

また、契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて、契約者設備及び本サービス利用のための電源設備等を維持するものとします。当社が定める条件とは、本サービスがすべてApple社が提供するMacOS及びiOSで動作するため、事前の予告無くApple社のOSの変更に対応するためソフトウェアのアップデートまたはハードウェアのスペックアップ(買換え)が必要となる場合です。

(2) 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者が、インターネットに常時接続するものとします。

(3)契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための電源設備等において不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

(秘密情報の取り扱い)

第8条 契約者及び当社は、本サービスの維持管理のため提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示,又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に作成した情報
- (4) iQalte利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

(機器の管理)

第9条 契約者は、医院外で使用する機器については、細心の注意を払い管理し通信機器の変更及び、登録済みiPadを変更する際には、当社へ連絡するものとします。

(2) 万が一、盗難、紛失などが発生した場合は、速やかに当社へ連絡し、設定の消去など出来得る対策を講じるものとします。

(損害賠償の制限)

第10条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社は契約者に対して賠償責任を負わないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についても当社は賠償責任を負わないものとします。

(免責)

第11条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等 を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 当社の責に帰すべからざる事由により、漏洩したアカウント及びパスワードに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
- (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (13) その他当社の責に帰すべからざる事由

第12条 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

本規約は2017年5月1日から実施します。